

徳島県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県条例第三号

徳島県職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県職員定数条例（昭和二十四年徳島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表病院局の職員の項中「一、〇八〇人」を「一、二四〇人」に改める。

附則第三項を削る。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。